

予算の公表について（公告）

令和2年3月19日新潟県議会において議決された令和2年度新潟県一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算及び令和元年度補正予算の要領は、次のとおりである。

令和2年4月3日

新潟県知事 花 角 英 世

令和2年度新潟県一般会計予算

令和2年度新潟県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,219,659,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算 1 歳 入		
款	項	金額
第1款 県税		千円
	第1項 県民税	264,585,000
	第2項 事業税	65,272,000
	第3項 地方消費税	61,643,000
	第4項 不動産取得税	68,639,000
	第5項 県たばこ税	4,577,000
	第6項 ゴルフ場利用税	2,260,000
	第7項 軽油引取税	495,000
	第8項 自動車税	23,400,000
	第9項 鉱区税	33,335,000
	第10項 狩猟税	40,000
	第11項 核燃料税	12,000
	第12項 産業廃棄物税	4,713,000
	第13項 旧法による税	171,000
		28,000

第 2 款	地方消費税清算金	第 1 項	地方消費税清算金	106,227,000 106,227,000
第 3 款	地方譲与税	第 1 項	特別法人事業譲与税	44,159,000
		第 2 項	地方揮発油譲与税	39,712,000
		第 3 項	石油ガス譲与税	3,949,000
		第 4 項	自動車重量譲与税	181,000
		第 5 項	森林環境譲与税	209,000
		第 6 項	航空機燃料譲与税	106,000
				2,000
第 4 款	地方特例交付金	第 1 項	地方特例交付金	1,128,000 1,128,000
第 5 款	地方交付税	第 1 項	地方交付税	241,200,000 241,200,000
第 6 款	交通安全対策特別交付金	第 1 項	交通安全対策特別交付金	434,000 434,000
第 7 款	分担金及び負担金			4,676,133

	第 1 項 分 担 金	1,337,681
	第 2 項 負 担 金	3,338,452
第 8 款 使用料及び手数料		15,118,566
	第 1 項 使 用 料	11,183,862
	第 2 項 手 数 料	3,934,704
第 9 款 国庫支出金		136,983,067
	第 1 項 国庫負担金	27,563,604
	第 2 項 国庫補助金	106,621,936
	第 3 項 委 託 金	2,797,527
第 10 款 財産収入		4,583,049
	第 1 項 財 産 運 用 収 入	923,938
	第 2 項 財 産 売 払 収 入	3,659,111
第 11 款 寄 附 金		445,052
	第 1 項 寄 附 金	445,052
第 12 款 繰 入 金		21,558,296
	第 1 項 特 別 会 計 繰 入 金	3,799,993

第 13 款 諸 収 入	第 2 項 基金繰入金	17,758,303
第 1 項 延滞金加算金及び過料等	第 1 項	114,158,837
第 2 項 利子収入	第 2 項	253,725
第 3 項 公営企業貸付金収入	第 3 項	9,663
第 4 項 貸付金収入	第 4 項	16,117,489
第 5 項 受託事業収入	第 5 項	82,261,378
第 6 項 収益事業収入	第 6 項	7,563,698
第 7 項 利子割精算金収入	第 7 項	2,480,434
第 8 項 雑 入	第 8 項	2 5,472,448
第 14 款 県 債	第 1 項 県 債	264,243,000 264,243,000
第 15 款 繰 越 金	第 1 項 繰 越 金	160,000 160,000
歳 入	合 計	1,219,659,000

2 歳 出		項 額	金 額	千円
款	項	額	金	額
第 1 款 議会費	第 1 項 議会費		1,325,014	1,325,014
第 2 款 総務費	第 1 項 政策費		27,280,855	
	第 2 項 総務管理費		6,029,850	
	第 3 項 統計調査費		11,077,972	
	第 4 項 徴税費		1,387,240	
	第 5 項 市町村振興費		7,232,116	
	第 6 項 選挙費		1,099,340	
	第 7 項 人事委員会費		54,566	
	第 8 項 監査委員費		146,765	
			253,006	
第 3 款 県民生活・環境費	第 1 項 県民生活管理費		10,254,697	
	第 2 項 防災費		5,672,088	
			2,893,070	

	第 3 項 環境企画費	574,359
	第 4 項 環境対策費	344,021
	第 5 項 廃棄物対策費	771,159
第 4 款 福祉保健費		168,011,920
	第 1 項 福祉保健費	22,484,361
	第 2 項 国保・福祉指導費	43,262,455
	第 3 項 医務薬事費	6,108,536
	第 4 項 医師・看護職員確保対策費	1,714,910
	第 5 項 高齢福祉保健費	41,575,425
	第 6 項 健康対策費	5,269,513
	第 7 項 生活衛生費	3,220,139
	第 8 項 障害福祉費	21,120,558
	第 9 項 子ども家庭費	23,256,023
第 5 款 労働費		2,963,539
	第 1 項 労働委員会費	127,309
	第 2 項 しごと定住促進費	843,297
	第 3 項 職業能力開発費	1,992,933

<p>第 6 款 產 業 費</p>	<p>第 1 項 產業政策費 第 2 項 創業・經營支援費 第 3 項 產業振興費 第 4 項 商業・地場産業振興費 第 5 項 産業立地費 第 6 項 觀光 費</p>	<p>96,660,998 1,982,052 79,334,918 1,997,074 240,725 11,043,904 2,062,325</p>
<p>第 7 款 農 林 水 産 業 費</p>	<p>第 1 項 農業総務費 第 2 項 地域農政推進費 第 3 項 農産園芸費 第 4 項 經營普及費 第 5 項 食品・流通費 第 6 項 畜産業費 第 7 項 水産業費 第 8 項 林 業 費 第 9 項 農地管理費</p>	<p>75,959,104 3,526,940 8,370,694 1,734,891 3,538,285 440,375 946,121 3,888,481 12,081,650 5,486,515</p>

	第 1 0 項 農地基盤整備費	34,671,475
	第 1 1 項 農地計画費	1,273,677
第 8 款 土木費	第 1 項 土木管理費	149,791,845
	第 2 項 道路橋りょう費	11,297,513
	第 3 項 河川海岸費	63,566,957
	第 4 項 砂防費	28,774,347
	第 5 項 都市計画費	16,152,691
	第 6 項 建築費	7,419,820
	第 7 項 交通政策費	11,247,571
	第 8 項 港湾振興費	2,314,817
	第 9 項 港湾費	422,093
	第 1 0 項 空港費	7,789,471
		806,565
第 9 款 警察費	第 1 項 警察管理費	52,018,953
	第 2 項 警察行政費	48,051,346
		3,967,607
第 1 0 款 教育費		178,672,350

	第 1 項 教育総務費	8,718,465
	第 2 項 小中学校費	85,773,682
	第 3 項 高等学校費	46,312,418
	第 4 項 特別支援学校費	20,590,451
	第 5 項 生徒指導費	396,667
	第 6 項 生涯学習推進費	315,564
	第 7 項 文化行政費	2,050,957
	第 8 項 保健体育費	460,301
	第 9 項 私学教育振興費	11,690,175
	第 10 項 大学費	2,363,670
第 11 款 災害復旧費		7,871,880
	第 1 項 農林水産施設災害復旧費	2,518,216
	第 2 項 土木施設災害復旧費	5,353,664
第 12 款 県債費		297,556,723
	第 1 項 県債費	297,556,723
第 13 款 諸支出金		150,991,122
	第 1 項 公営企業貸付金	16,117,489

	第 2 項 雑 支 出	2,220,700
	第 3 項 地方消費税清算金	67,380,900
	第 4 項 利子割交付金	197,724
	第 5 項 配当割交付金	1,067,418
	第 6 項 株式会社等譲渡所得割交付金	577,862
	第 7 項 分離課税所得割交付金	125,333
	第 8 項 法人事業税交付金	2,828,711
	第 9 項 地方消費税交付金	53,743,304
	第 10 項 ゴルフ場利用税交付金	346,500
	第 11 項 環境性能割交付金	1,048,841
	第 12 項 軽油引取税交付金	5,335,524
	第 13 項 利子割精算金	2
	第 14 項 旧法による自動車取得税交付金	714
第 14 款 予備費	第 1 項 予備費	300,000
		300,000
歳 出	合 計	1,219,659,000

第2表 債務負担行為				
事	項	期	限	明
	新潟県共通基盤・財務会計システム用機器等更新検討作業及び更改作業業務委託契約	令和3年度	41,625千円	
	自治研修所研修外部委託契約	令和3年度から令和4年度まで	125,988千円	
	旅費・給与手当等業務委託契約	令和3年度から令和7年度まで	636,056千円	
	新潟県立大学施設整備補助金交付決定	令和3年度から令和4年度まで	1,281,709千円	
	令和2年度における地方債の共同発行によつて生ずる連帯債務	令和2年度から令和12年度まで	元金1,146,000,000千円及び当該額に対する利子相当額	
	新潟県健康づくり・スポーツ医学センター多用途施設機能評価訓練装置リース契約	令和3年度から令和8年度まで	32,263千円	
	離職者等再就職訓練委託契約	令和3年度	110,737千円	
	若年者職業能力開発訓練委託契約	令和3年度	16,326千円	
	海外展開加速化支援事業補助金交付決定	令和3年度	105,150千円	
	イノベーション推進事業補助金交付決定	令和3年度	90,000千円	
	次世代産業技術創出支援事業補助金交付決定	令和3年度	20,000千円	

公益財団法人にいがた産業創造機構損失補償契約	令和3年度から令和13年度まで	公益財団法人にいがた産業創造機構が令和2年度に行う設備貸与事業に係る償還金が回収されなかつたときは、総額150,000千円を限度としてその損失を補償する。	
新潟県信用保証協会損失補償契約	令和3年度から令和13年度まで	新潟県信用保証協会が令和2年度に行う新潟県セーフティネット資金(経営支援枠)融資のための信用保証をした場合において、当該弁済に対する返済金がそれぞれ翌年度末までに回収されなかつたときは、その損失を補償する。	545,169千円
生産性牽引投資促進事業補助金交付決定	令和3年度		200,000千円
企業立地に関する補助金交付決定	令和3年度から令和6年度まで		400,000千円
新潟県農林公社事業資金損失補償契約(相手方 新潟県信用農業協同組合連合会)	令和2年度から令和3年度まで	新潟県信用農業協同組合連合会が令和2年度において公益社団法人新潟県農林公社に貸し付ける農地集積・集約化対策事業資金103,234千円が回収されなかつた場合は、損失を補償する。	
農業近代化資金利子補給契約	令和3年度から令和22年度まで	農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)に基づき、融資機関が農業近代化資金を総額1,750,000千円の範囲内で県の承認を得て農業者等に融通する場合、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額	
農業経営負担軽減支援資金利子補給契約	令和3年度から令和20年度まで	農業経営負担軽減支援資金実施要綱に基づき、融資機関が農業経営負担軽減支援資金を総額40,000千円の範囲内で県の承認を得て農業者等に融通する場合、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額	
漁業近代化資金利子補給契約	令和3年度から令和22年度まで	漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号)に基づき、融資機関が漁業近代化資金を総額160,000千円の範囲内で県の承認を得て漁業者等に融通する場合、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額	
漁業経営維持安定資金利子補給契約	令和3年度から令和12年度まで	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和51年法律第43号)に基づき、融資機関が漁業経営維持安定資金を総額15,000千円の範囲内で県の承認を得て中小漁業者に融通する場合、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額	
畜産経営体質強化支援資金利子補給契約	令和2年度から令和27年度まで	新潟県畜産経営体質強化支援資金利子補給事業実施要綱に基づき、融資機関が畜産経営体質強化支援資金を総額66,000千円の範囲内で県の承認を得て畜産経営者に融通する場合、利子補給率年0.75パーセント以内として算定した額	

国営柏崎周辺2期農業水利事業負担金	令和3年度から 令和18年度まで	2,977,008千円
国営刈谷田川右岸排水農業水利事業負担金	令和3年度から 令和18年度まで	7,079千円
県営かんがい排水事業信濃川右岸1期地区工事請負契約	令和3年度	300,000千円
県営かんがい排水事業西蒲原排水4期地区工事請負契約	令和3年度	9,900千円
県営かんがい排水事業荒川左岸地区工事請負契約	令和3年度	135,800千円
県営かんがい排水事業阿賀野川右岸第3地区工事請負契約	令和3年度から 令和4年度まで	152,107千円
県営かんがい排水事業佐渡地区工事請負契約	令和3年度	180,000千円
県営農地防災排水事業西蒲原排水4期地区工事請負契約	令和3年度	40,100千円
県営農地防災排水事業阿賀野川右岸第3地区工事請負契約	令和3年度から 令和4年度まで	217,893千円
県営湛水防除事業落堀川地区工事請負契約	令和3年度	150,000千円
県営湛水防除事業八丁潟地区工事請負契約	令和3年度	140,000千円
県営ため池等整備事業六ヶ江第2地区工事請負契約	令和3年度	30,000千円
県営地盤沈下対策事業新潟中東地区工事請負契約	令和3年度	80,000千円
県営経営体育成基盤整備事業女川地区工事請負契約	令和3年度	34,000千円

県営経営体育育成基盤整備事業松浦地区工事請負契約	令和3年度	26,000千円	
県営経営体育育成基盤整備事業姫田川右岸地区工事請負契約	令和3年度	45,000千円	
県営経営体育育成基盤整備事業荒川地区工事請負契約	令和3年度	20,000千円	
県営経営体育育成基盤整備事業虎丸地区工事請負契約	令和3年度	33,000千円	
県営経営体育育成基盤整備事業中ノ通地区工事請負契約	令和3年度	12,000千円	
県営経営体育育成基盤整備事業堀耕東地区工事請負契約	令和3年度	14,000千円	
県営経営体育育成基盤整備事業岩実地区工事請負契約	令和3年度	53,000千円	
県営経営体育育成基盤整備事業勝屋地区工事請負契約	令和3年度	39,000千円	
県営経営体育育成基盤整備事業発久地区工事請負契約	令和3年度	16,000千円	
県営経営体育育成基盤整備事業別所地区工事請負契約	令和3年度	57,000千円	
県営経営体育育成基盤整備事業打越地区工事請負契約	令和3年度	90,000千円	
県営経営体育育成基盤整備事業馬堀地区工事請負契約	令和3年度	123,000千円	
県営経営体育育成基盤整備事業河井地区工事請負契約	令和3年度	86,000千円	
県営経営体育育成基盤整備事業米納津佐渡山地区工事請負契約	令和3年度	120,000千円	

県営営体育成基盤整備事業吉里地区工事請負契約	令和3年度	4,000千円
県営営体育成基盤整備事業和田・横瀬地区工事請負契約	令和3年度	7,000千円
県営営体育成基盤整備事業城之古新開地区工事請負契約	令和3年度	33,000千円
県営営体育成基盤整備事業呷屋地区工事請負契約	令和3年度	5,000千円
県営営体育成基盤整備事業本条地区工事請負契約	令和3年度	37,000千円
県営営体育成基盤整備事業岡野町地区工事請負契約	令和3年度	21,000千円
県営営体育成基盤整備事業今池地区工事請負契約	令和3年度	14,000千円
県営営体育成基盤整備事業広島地区工事請負契約	令和3年度	30,000千円
県営営体育成基盤整備事業中江有田地区工事請負契約	令和3年度	49,000千円
県営営体育成基盤整備事業東海地区工事請負契約	令和3年度	10,000千円
県営営体育成基盤整備事業開田六地区工事請負契約	令和3年度	14,000千円
県営中山間地域対策事業大小地区工事請負契約	令和3年度	19,000千円
県営中山間地域対策事業泉盛寺開田地区工事請負契約	令和3年度	3,000千円
県営中山間地域対策事業若析地区工事請負契約	令和3年度	6,000千円

県営中山間地域対策事業塩殿地区工事請負契約	令和3年度	5,000千円
県営中山間地域対策事業道之下地区工事請負契約	令和3年度	18,000千円
県営中山間地域対策事業姿地区工事請負契約	令和3年度	12,000千円
県営中山間地域対策事業赤沢地区工事請負契約	令和3年度	10,000千円
一般国道253号道路改築工事請負契約	令和3年度	420,000千円
県道横畑高田織道路改築工事請負契約	令和3年度	120,000千円
県道佐渡一周線緊急地方道路整備工事請負契約	令和3年度	80,000千円
県道川谷十町歩線八幡橋下部工事請負契約	令和3年度	140,000千円
一般国道403号仮設橋賃借契約	令和3年度から 令和6年度まで	40,000千円
県道川谷十町歩線仮設橋賃借契約	令和3年度から 令和5年度まで	30,000千円
県道名木山浦川原線仮設橋賃借契約	令和3年度から 令和6年度まで	40,000千円
一般国道353号物件補償契約	令和3年度	15,000千円
県道神立湯沢線物件補償契約	令和3年度	40,000千円
一般河川福島潟広域河川改修工事請負契約	令和3年度	200,000千円

新潟県住宅供給公社損失補償契約	令和2年度	金融機関が新潟県住宅供給公社に貸し付ける事業資金総額806,000千円に約定利息を加えた額が回収されない場合に生ずる損失を補償する。
公営住宅上越地区（南新町住宅）住戸改善工事請負契約	令和3年度	265,965千円
新潟警察署屋上外壁改修工事請負契約	令和3年度	109,369千円
旧佐渡西警察署庁舎解体撤去工事請負契約	令和3年度	96,196千円
南魚沼警察署敷地造成工事請負契約	令和3年度から 令和4年度まで	216,657千円
久保田成子展（仮称）開催費用負担協定 （相手方 美術館連絡協議会）	令和3年度	8,500千円
若年 激動の時代を生きた鬼才浮世絵師開催費用負担 協定 （相手方 株式会社アートワン）	令和3年度	3,300千円

第3表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
道路	12,405,000	普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。なお、 発行価格が額面金額を下 回るときは、それぞれの 発行価格差減額を埋める ために必要な金額を限度 額に加算した金額を限度 額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利 均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方 法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又 は一括払いの方法により満期に償還する。ただ し、財政の都合により据置期間中であつても繰 上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借 り換えることができる。	
河川	13,478,000				
海岸	658,000				
砂防	7,457,000				
街路	588,000				
公園	808,000				
公営住宅建設事業	243,000				
港湾	4,213,000				
空港	274,000				
水産	156,000				
漁港	627,000				
林道	504,000				
治山	2,663,000				
農地	7,113,000				
災害復旧事業	2,923,000				
学校教育施設等整備事業	1,834,000				
社会福祉施設整備事業	438,000				
施設整備事業費(一般財源化分)	112,000				
地域活性化事業	1,121,000				

防 災 对 策 事 業 費	6,197,000		
地 方 道 路 等 整 備 事 業 費	13,370,000		
合 併 特 例 事 業 費	1,323,000		
原 子 力 発 電 施 設 等 立 地 地 域 振 興 特 別 事 業 費	148,000		
河 川 等 整 備 事 業 費	204,000		
臨 時 高 等 学 校 改 築 等 事 業 費	1,965,000		
警 察 施 設 整 備 事 業 費	1,459,000		
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 費	487,000		
本 庁 舎 改 修 事 業 費	36,000		
県 民 会 館 改 修 事 業 費	1,508,000		
地 域 機 関 改 修 事 業 費	690,000		
地 域 プ ロ ジ ェ ク ト 事 業 費	72,000		
大 学 等 高 等 教 育 機 関 設 置 補 助 事 業 費	35,000		
県 立 大 学 整 備 事 業 費	604,000		
国 立 ・ 国 定 公 園 施 設 整 備 事 業 費	17,000		
地 域 用 水 環 境 整 備 事 業 費	10,000		
環 日 本 海 環 境 協 力 事 業 費	6,000		
柏 崎 ア ク ア パ ー ク 改 修 事 業 費	137,000		
医 療 体 制 整 備 事 業 費	191,000		
農 林 水 産 業 振 興 事 業 費	30,000		
集 落 雪 崩 对 策 事 業 費	3,000		

えちごトキめき鉄道株式会社補助事業費	147,000			
北越急行株式会社補助事業費	23,000			
公共施設等除却費	694,000			
行政改革推進債	7,780,000			
借換債	127,172,000			
臨時財政対策債	34,500,000			
退職手当債	3,398,000			
減収補てん債	4,422,000			
合 計	264,243,000			

令和2年度新潟県債管理特別会計予算

令和2年度新潟県債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ214,581,003千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額
第1款 県債費収入	第1項 繰入金	214,581,003 214,581,003
歳入	合計	214,581,003

2 歳 出			
款	項	金	額
第 1 款 県 債 費	第 1 項 県 債 費	214,581,003 214,581,003	千円
歳	出	合 計	214,581,003

令和2年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計予算

令和2年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ580,894千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額
第1款 地域づくり事業貸付事業収入	第1項 諸収入	580,894
	第2項 繰越金	292,507
	合 計	288,387
歳 入		580,894

2 歳 出			金 額
款	項	額	金 額
第 1 款 地 域 づ く 事 業 資 金 費	第 1 項 貸 付 事 業 費	580,894	千円
	第 2 項 貸 付 債 権 活 用 事 業 費	288,387	
	合 計	292,507	
歳 出	合 計	580,894	

令和2年度新潟県災害救助事業特別会計予算

令和2年度新潟県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ628,219千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還

の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額
第1款 災害救助事業収入	第1項 国庫支出金	628,219
	第2項 財産収入	50,000
	第3項 繰入金	1,274
	第4項 諸収入	255,085
		2,436

千円

	第5項 県 第6項 分担保金及び負担金	債 金	293,000 26,424
歳 入	合 計		628,219

2 歳 出		金 額
款	項	額
第 1 款 災 害 救 助 事 業 費	第 1 項 災 害 救 助 費	628,219
	第 2 項 災 害 救 助 積 立 金	222,706
	第 3 項 災 害 救 助 債 積 立 金	1,274
	第 4 項 災 害 救 助 債 積 立 金	403,444
	第 4 項 災 害 救 助 債 積 立 金	795
歳 出	合 計	628,219

第2表 地方債						
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
借換債	千円 293,000	普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。なお、 発行価格が額面金額を下 回るときは、それぞれの 発行価格差減額を埋める ために必要な金額を限度 額に加算した金額を限度 額とする。)	年9パー セント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利 均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方 法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又 は一括払いの方法により満期に償還する。ただ し、財政の都合により据置期間中であつても繰 上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借 り換えることができる。		
合計	293,000					

令和2年度新潟県国民健康保険事業特別会計予算

令和2年度新潟県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ189,977,373千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金 額
第1款 国民健康保険事業収入		千円
	第1項 分担金及び負担金	189,977,373
	第2項 国庫支出金	53,239,427
	第3項 財産収入	51,074,672
	第4項 繰入金	4,340
	第5項 雑収入	12,158,814
歳 入	合 計	73,500,120
		189,977,373

2 歲 出			金 額
款	項	金	額
第 1 款 國民健康保險事業費	第 1 項 總 務	189,977,373	千円
	第 2 項 事 業 費	3,935	
	第 3 項 基 金 積 立	188,286,831	
	第 4 項 諸 支 出	4,340	
		1,682,267	
歲	合 計	189,977,373	

令和2年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和2年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ334,022千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金 額
第1款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業収入	第1項 繰入金	334,022
	第2項 諸収入	1,402
	第3項 繰越金	232,771
	合 計	99,849
歳 入	計	334,022

令和2年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計予算

令和2年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,622千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額
第1款 心身施設事業児者総合収入	第1項 財産収入	9,622
	第2項 寄付金	63
	第3項 繰入金	10
	第4項 諸収入	9,548
	合 計	9,622

2 歳 出			金 額
款	項	金	額
第 1 款 心 身 障 害 児 者 総 合 費	第 1 項 基 金	積 立 金	9,622
	第 2 項 繰 出	金	11
歳 出 合 計			9,611
歳 出 合 計			9,622

令和2年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計予算

令和2年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,073,213千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

款	項	金額	額
第1款 中小企業支援資金貸付事業収入	第1項 繰上金	1,073,213	千円
	第2項 繰上金	31,103	
	第3項 繰上金	362,669	
	第4項 繰上金	347,305	
	繰上金	332,136	

<p>歳</p>	<p>入</p>	<p>合</p>	<p>計</p>	<p>1,073,213</p>
----------	----------	----------	----------	------------------

2 歳 出			金 額
第 1 款 中 小 企 業 支 援 資 金 貸 付 費	業	第 1 項 貸 付 事 業 費	1,073,213
		第 2 項 貸 付 事 業 費	675,390
		第 3 項 貸 付 事 業 費	237,815
		第 3 項 貸 付 事 業 費	160,008
歳 出 合 計			1,073,213

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
小規模企業者等設備導入資金貸付事業	千円 250,000	普通借	年0.5パーセント以内	独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構業務方法書の規定による。	
中小企業高度化資金貸付事業費	97,305	貸借	無		

令和2年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計予算

令和2年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ212,693千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額	額
第1款 林業付与金	第1項 諸収入	81,722	千円
	第2項 繰入金	70	
		81,652	
第2款 木材産業等高度化推進資金	第1項 諸収入	128,871	
		71,000	

	第 2 項 県 第 3 項 繰	43,000 14,871
第 3 款 林貸 業就 業付 業促 進資 金収 入	越 越	2,100 2,100
歳 入	合 計	212,693

2 歳 出		項 目	金 額
第 1 款	林業改善事業 貸付金費	第 1 項 貸付事業費	81,672 81,672
第 2 款	木材産業等高度化推進事業 貸付金費	第 1 項 貸付事業費 第 2 項 県債費	114,000 86,000 28,000
第 3 款	林業就業促進事業 貸付金費	第 1 項 貸付事業費	2,100 2,100
第 4 款	予備費	第 1 項 林業改善資金予備費 第 2 項 木材産業等高度化推進資金予備費	14,921 50 14,871
歳 出 合 計			212,693

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
木材産業等高度化推進資金貸付	千円 43,000	普通貸借	年1パーセント以内	借入れの年から5年以内に償還する。 ただし、繰上償還し、又は償還年限を短縮することができる。	

令和2年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算

令和2年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ111,059千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金 額
第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業	第1項 繰入金	111,059
	第2項 諸収入	81
	第3項 繰越金	61
	合 計	110,917
歳 入	合 計	111,059

2 歳 出		項 目	金 額
第 1 款 沿岸漁業改善事業 沿 岸 漁 業 改 善 事 業 付 資 金 費	第 1 項 貸 付 事 業 費	111,009	千円
	第 2 項 貸 付 事 業 費	94,309	
第 2 款 予 備 費	第 1 項 貸 付 事 業 費	16,700	
	第 2 項 貸 付 事 業 費	50	
歳 出 合 計		111,059	

令和2年度新潟県有林事業特別会計予算

令和2年度新潟県有林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ158,539千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額	額
第1款 県有林事業収入			千円
	第1項 国庫支出金	158,539	
	第2項 財産収入	45,558	
	第3項 繰上金	14,353	
	第4項 繰入金	86,564	
	第5項 繰上債	10,700	
		1,364	

<p>歳</p>	<p>入</p>	<p>合 計</p>	<p>158,539</p>
----------	----------	------------	----------------

2 歳 出		項	金	額
第 1 款 県 有 林 事 業 費	第 1 項 事 業 費	第 1 項 事 業 費	157,539	千円
	第 2 項 県 債 費	第 2 項 県 債 費	70,975	
	第 3 項 繰 上 金	第 3 項 繰 上 金	62,564	
			24,000	
第 2 款 予 備 費	第 1 項 予 備 費	第 1 項 予 備 費	1,000	
			1,000	
歳 出 合 計		計	158,539	

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
県有林事業費	千円 10,700	普通貸借	年5.0パーセント以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる株式会社日本政策金融公庫について、利率の見直しを行った後は、当該見直しの利率)	借入れの年から据置期間を含み50年以内に元利均等年賦償還する。 ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮することができる。	

令和2年度新潟県用地先行取得事業特別会計予算

令和2年度新潟県用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ305,018千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

款	項	金額	額
第1款 用地先行取得事業収入	第1項 財産収入	305,018	千円
	第2項 繰越金	305,000 18	
歳入	合計	305,018	

2 歳 出			金 額
款	項		額
第 1 款 用地先行取得事業費	第 1 項 県 債	費	305,000 305,000
第 2 款 予 備 費	第 1 項 予 備	費	18 18
歳 出		合 計	305,018

令和2年度新潟県都市開発資金事業特別会計予算

令和2年度新潟県都市開発資金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ590,794千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金	額
第1款 都市開発資金事業収入	第1項 財産収入	590,794	千円
	第2項 繰入金	588,879	
		1,915	
歳 入	合 計	590,794	

2 歳 出			金 額
款	項	金	額
第 1 款 都 市 開 発 資 金 事 業 費	第 1 項 事 業 費		590,794
	第 2 項 繰 出 金		1,915
		合 計	588,879
歳 出		合 計	590,794

令和2年度新潟県港湾整備事業特別会計予算

令和2年度新潟県港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,371,144千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還

の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 1 歳 入		項	金	額
第1款 港湾整備事業収入	第1項	使用材料及び手数料		3,371,144
	第2項	在庫支出		1,118,966
	第3項	財産収入		15,000
	第4項	繰入金		200,841
	第5項	繰入金		260,420
	第6項	諸県債		27,916
	第7項	繰入金		1,748,000
			繰入金	
歳 入 合 計			3,371,144	

2 歲 出			金 額
款	項	額	金 額
第 1 款 港 灣 整 備 事 業 費	第 1 項 事 業 費	3,370,991	千 円
	第 2 項 事 業 債 費	1,816,475	
第 2 款 予 備 費	第 1 項 予 備 費	153	
	第 2 項 予 備 費	153	
歲 出 合 計		3,371,144	

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
港湾整備事業費債 借換	千円 1,212,000 536,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。)	年9パー セント以内	借入れの年から据置期間を含み40年以内に元利 均等又は元金均等若しくは不均等の方法により 毎年度1期又は2期に償還し、又は一括払いの 方法により満期に償還する。ただし、財政の都 合により据置期間中であつても繰上償還し、償 還年限を短縮し、又は低利債に借り換えること ができる。	
合 計	1,748,000				

令和2年度新潟県電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度新潟県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	関係	分	予	定	量
1	営業関係	供給電力量	588,187		MWh
2	建設改良関係	増強改良工事 既設発電所の増強改良			一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		千円
第1款 電気事業	収益	9,241,258
第1項 営業	収益	9,101,436
第2項 財務	収益	8,837
第3項 事業外	収益	130,985

支 出		千円
第1款 電気事業費用		6,314,318
第1項 営業費用		5,211,204
第2項 財務費用		282,729
第3項 事業外費用		800,385
第4項 予備費		20,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,111,409千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入		千円
第1款 資本的収入		489,607
第1項 固定資産売却代金		1
第2項 貸付金返済金		410,000
第3項 受託金		79,596
第4項 雑収入		10

支		出						
区	分	支出予定額	充当財源 収入予定額	差引不足額	補 過 年 度 損 益 保 留 資 金	て 当 年 度 損 益 保 留 資 金	人 財 源	源
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第1項	建設改良費	690,759	1	690,758	624,567	7,951	興 振 立 金	消 費 税 支 出 の 整 理
第2項	企業償還金	1,829,646	410,000	1,419,646	1,419,646		地 域 積 立 金	資 本 調 整
第3項	投資	15		15	15			
第4項	他会計繰出金	3,000,000		3,000,000				
第5項	受託工事費	79,596	79,596					
第6項	雑支出	1,000	10	990	990			
	計	5,601,016	489,607	5,111,409	2,045,218	7,951	3,000,000	58,240

(継 続 費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
			千円	2	千円 210,600
				3	545,615
				4	1,578,007
1	資本的支出	1 建設改良費	9,622,089	5	1,985,904
		高田・新高田発電所大規模改修事業		6	2,209,613
				7	2,470,717
				8	621,633

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
猿田発電所1号水車発電機分解点検整備工事		令和3年度				千円 134,200
猿田発電所1号調整機制御・励磁制御盤他工事		令和3年度				9,900
猿田発電所インクライン点検整備工事		令和3年度				20,636
猿田貯水地敷・堰堤敷国有林野賃借契約		令和3年度から 令和4年度まで				18,480
猿田発電所1号入口弁更新工事		令和3年度				94,600

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

事業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予算額に不足が生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経	費	金	額
1	職 員 給 与 費		1,035,545
2	交 際 費		948

千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和2年度新潟県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度新潟県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区		分			予	定	量
1	営業関係	1	給水量	先給	数量	50,432,772立方メートル	94か所
		2	年間給水量	給水量	139,317立方メートル		
		3	一日平均給水量	給水量			
2	建設改良関係	1	新潟臨海工業用水道改築事業	一式	一式		
		2	既設設備の増強改良	一式			

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款	工業用水道事業収益	2,344,269
第1項	営業収益	1,479,076
第2項	営業外収益	482,177
第3項	特別利益	383,016

支 出		千円
第1款	工業用水道事業費用	4,731,151
第1項	営業費用	4,692,055
第2項	営業外費用	29,096
第3項	予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額336,324千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入		千円
第1款 資本的収入		551,053
第1項 企業債		538,800
第2項 固定資産売却代金		30
第3項 雑収入		12,223

支 出		千円
第1款 資本的支出		887,377
第1項 建設改良費		723,617
第2項 企業債償還金		163,760

区 分	支出予定額	充当財源 収入予定額	差引不足額	補 て ん 財 源			
				減 積立金	償 立金	建設改良 積立金	過 損留保 益勘定 年度 定額 資金
第1項 建設改良費	千円 723,617	千円 551,053	千円 172,564	千円 45,920	千円 93,414	千円 15,906	千円 63,244
第2項 企業債償還金	163,760		163,760	45,920		117,840	
計	887,377	551,053	336,324	45,920	93,414	133,746	63,244

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
新潟臨海工業用水道天日乾燥汚泥搬出運搬業務委託	令和3年度	千円 76,622

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
新潟臨海工業用水道改築業務費	千円 245,400	普通貸借又は債券発行	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
新潟臨海工業用水道増強設備費	293,400			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予算額に不足が生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経	費	金	額
1	職 員 給 与 費	394,099	千円
2	交 際 費	34	

(他会計からの補助金)

第10条 工業用水道事業の経営の健全化を促進するため及び新潟臨海工業用水道事業の水源地確保のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、33,065千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

令和2年度新潟県工業用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度新潟県工業用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	分	予	定	量
1	営業関係土地の売却	128,000		平方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		千円
第1款	工業用地造成事業収益	2,348,842
第1項	営業収益	1,543,185
第2項	営業外収益	805,657

支		出、	千円
第1款	工業用地造成事業費用		1,430,441
第1項	営業費用		1,421,899
第2項	営業外費用		7,542
第3項	予備費		1,000

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額749,893千円は、次のとおり補てんするものとする。

支		出	千円
第1款	資本的支出		749,893
第1項	工業用地造成費用		22,500
第2項	企業償還金		317,383
第3項	他会計借入金返済金		410,000
第4項	雑支出		10

区 分	支 出 予 定 額	充 当 財 源 額	差 引 不 足 額	補 て ん 財 源	
				当 勤 留 保 資 金	益 損 資 金
第1項 工業用地造成費	千円 22,500	千円	千円 22,500	千円 22,500	千円 22,500
第2項 企業債償還金	317,383		317,383	317,383	317,383
第3項 他会計借入金返済金	410,000		410,000	410,000	410,000
第4項 雑 支 出	10		10	10	10
計	749,893		749,893		749,893

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、24,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経 費	給 与	金 額
1 職 員 給 費	61,272	千円
2 交 際 費	18	

(他会計からの補助金)

第7条 工業用地造成事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、786,509千円である。

(重要な資産の処分)

第8条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

種	類	名	称	所	在	数	量	処	分	の	態	様
土	地	工	業	用	地	上	平方メートル 80,000	売	却	却	却	却
						阿		賀				

令和2年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	分	面	積
1	土地の売却		平方メートル 7,223

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		千円
第1款	用地造成事業収益	100,537
第1項	営業収益	97,966
第2項	営業外収益	2,571

支		出
第1款 用地造成事業費用		60,649
第1項 營業費用		60,541
第2項 營業外費用		108

千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、1,125,000千円と定める。

令和2年度新潟県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度新潟県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分		業務の予定量
病床数		2,574床
年間患者数	入院 外来 計	747,000人 1,226,000人 1,973,000人
1日平均患者数	入院 外来 計	2,047人 5,045人 7,092人
主な建設改良事業	1 病院改築関係 十日町病院改築事業 加茂病院改築事業 2 病院増改築関係	一式 一式

		中央病院整備事業 がんセンター新潟病院整備事業 妙高病院整備事業 3 医療情報総合システム整備事業 4 器械備品整備事業	一 式 一 式 一 式 一 式 一 式
--	--	--	---------------------------------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款 病院事業	業 収 益	74,911,435
第1項 医 業	収 益	61,313,825
第2項 医 業	外 収 益	13,597,410
第3項 特 別	利 益	200

支 出		千円
第1款 病院事業	業 費 用	76,165,965
第1項 医 業	費 用	74,516,833
第2項 医 業	外 費 用	1,648,932
第3項 特 別	損 失	200

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,859,771千円は、過年度分損益勘定留保資金132,831千円及び当年度分損益勘定留保資金1,726,940千円で補てんするものとする。

収 入		千円
第1款 資本的収入		10,394,317
第1項 投資回収		1,543
第2項 企業債		6,947,000
第3項 負担金交付		3,443,492
第4項 その他資本的収入		2,282

支 出		千円
第1款 資本的支出		12,254,088
第1項 建設改良		7,633,625
第2項 投資		1,543
第3項 償還		4,618,920

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
医療情報総合システム整備事業		令和2年度から 令和3年度まで				千円 2,334,843

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院整備事業費	千円 6,947,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均 等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年 度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中 であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は 低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経	費	金	額
1	職 員 給 与 費		38,097,565
2	交 際 費		1,000

千円

（他会計からの補助金）

第9条 病院事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,119,998千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第10条 たな卸資産の購入限度額は、21,307,806千円と定める。

（重要な資産の取得）

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数	量
医 療 器 械	リニアック 医療情報総合システム 注射薬払出システム		一 式 三 式 一 式

令和2年度新潟県基幹病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度新潟県基幹病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区		分	業務の予定量
病床数			638床
年間患者数	入院	院	180,000人
	外来	来	298,000人
		計	478,000人
1日平均患者数	入院	院	494人
	外来	来	1,232人
		計	1,726人
主な建設改良事業	1 病院新築	関係	一式
	2 中央基幹病院新築	事業	一式
		品整備	一式
		器械整備	一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	4,364,885
第1項 医療収益	50,170
第2項 医療外収益	4,271,394
第3項 特別利益	43,321

支 出	
第1款 病院事業費用	4,641,918
第1項 医療費用	4,489,135
第2項 医療外費用	152,783

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款 資本的収入	811,123	
第1項 企業債	72,000	
第2項 交付金	739,123	

支 出		千円
第1款 資本的支出	811,123	
第1項 建設改良費	157,423	
第2項 償還金	653,700	

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院整備事業費	千円 72,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均 等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年 度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中 であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は 低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、72,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第7条 病院事業の促進のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、722,834千円である。

令和2年度新潟県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度新潟県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区		分	予	定	量
1 営業関係	1	流域関連市町村数			11市町村
	2	年間総処理水量	77,795,545	立方メートル	
	3	1日平均処理水量	213,188	立方メートル	
2 建設改良関係	1	流域下水道施設の改築更新事業			一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款	流域下水道事業収益	12,077,044
第1項	営業収益	4,285,007
第2項	営業外収益	7,792,027
第3項	特別利益	10

支 出		千円
第1款	流域下水道事業費用	11,525,820
第1項	営業費用	10,028,471
第2項	営業外費用	975,760
第3項	特別損失	93,162
第4項	予備費	428,427

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,150,115千円は、当年度分損益勘定留保資金1,289,970千円及び当年度分消費税及び当年度消費税資本的収支調整額82,213千円及び当年度利益剰余金処分額349,505千円及び引継金428,427千円で補てんする。

収 入		千円
第1款	資 本 的 収 入	5,557,354
第1項	企 業 債 金	1,489,100
第2項	国 庫 補 助 金	2,828,252
第3項	他 会 計 補 助 金	67,451
第4項	負 担 金	1,172,551

支 出		千円
第1款	資 本 的 支 出	7,707,469
第1項	建 設 費	5,171,852
第2項	企 業 債 償 還 金	2,473,333
第3項	固 定 資 産 購 入 代 金	1,502
第4項	負 担 金 返 還 金	3,532
第5項	基 金 積 立 金	57,250

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ113千円及び16,921千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	限	度	額
信濃川下流域工事	下水道新築処理区約	令和3年度			千円 354,000
信濃川下流域工事	下水道新築処理区約	令和3年度			279,000
魚野川下流域工事	六日町処理区約	令和3年度			192,000
魚野川下流域工事	堀之内処理区約	令和3年度			315,000
阿賀野川下流域工事	新井郷川処理区約	令和3年度			108,000
西川流域下水道西川処理区建設工事請負契約		令和3年度			130,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業 借換債	1,105,100 384,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み40年以内に元利均 等若しくは不均等の方法により毎年1期又は2期 に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還 する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、 償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えること ができる。
合計	1,489,100			

(一時借入金)

第7条 一時借入金限度額は、5,400,000千円と定める。
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費のうち他の経費の金額を、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経費	金額
職員給与	336,396 千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,514,817千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度利益剰余金のうち349,505千円は、次のとおり処分するものと定める。

区	分	金	額
減	債	積	立
		金	金
			349,505

千円

令和元年度新潟県一般会計補正予算

令和元年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ71,772,606千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,234,123,524千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県 税		千円 255,080,000	千円	千円 255,080,000
	第1項 県 民 税	67,776,000	974,000	68,750,000
	第2項 事 業 税	59,221,000	813,000	60,034,000
	第3項 地 方 消 費 税	58,508,000	△ 762,000	57,746,000
	第4項 不 動 産 取 得 税	4,601,000	38,000	4,639,000
	第5項 県 た ば こ 税	2,312,000	3,000	2,315,000
	第6項 ゴ ル フ 場 利 用 税	516,000	7,000	523,000
	第7項 自 動 車 取 得 税	1,893,000	79,000	1,972,000
	第8項 軽 油 引 取 税	24,105,000	△ 967,000	23,138,000
	第9項 自 動 車 税	32,735,000	△ 457,000	32,278,000
	第10項 鉱 区 税	47,000	△ 5,000	42,000
	第12項 核 燃 料 税	3,210,000	250,000	3,460,000
	第13項 産 業 廃 棄 物 税	144,000	27,000	171,000
第2款 地 方 消 費 税 清 算 金		85,315,000	△ 2,754,000	82,561,000
	第1項 地 方 消 費 税 清 算 金	85,315,000	△ 2,754,000	82,561,000
第3款 地 方 議 与 税		43,072,000	△ 1,716,763	41,355,237
	第1項 地 方 法 人 特 別 議 与 税	38,500,000	△ 1,400,471	37,099,529

	第2項 地方揮発油譲与税	4,088,000	△	287,480	3,800,520
	第3項 石油ガス譲与税	207,000		8,249	215,249
	第4項 自動車重量譲与税	204,000	△	37,817	166,183
	第5項 森林環境譲与税	71,000	△	105	70,895
	第6項 航空機燃料譲与税	2,000		860	2,860
	第7項 地方道路譲与税			1	1
第4款 地方特例交付金		2,699,884	△	240,151	2,459,733
	第1項 地方特例交付金	1,351,000	△	240,151	1,110,849
第5款 地方交付税		237,700,000		2,297,719	239,997,719
	第1項 地方交付税	237,700,000		2,297,719	239,997,719
第6款 交通安全対策特別交付金		461,000	△	77,762	383,238
	第1項 交通安全対策特別交付金	461,000	△	77,762	383,238
第7款 分担金及び負担金		7,542,616	△	326,035	7,216,581
	第1項 分担金	2,395,448	△	134,129	2,261,319
	第2項 負担金	5,147,168	△	191,906	4,955,262
第8款 使用料及び手数料		15,254,292	△	214,830	15,039,462
	第1項 使用料	11,368,206	△	193,596	11,174,610
	第2項 手数料	3,886,086	△	21,234	3,864,852
第9款 国庫支出金		175,623,123	△	8,531,784	167,091,339

	第1項 国庫 負担 金	28,933,368	185,502	29,118,870
	第2項 国庫 補助 金	143,286,885	△ 8,096,127	135,190,758
	第3項 委 託 金	3,402,870	△ 621,159	2,781,711
第10款 財 産 収 入		4,429,000	△ 1,419,947	3,009,053
	第1項 財 産 運 用 収 入	930,934	△ 274,172	656,762
	第2項 財 産 売 払 収 入	3,498,066	△ 1,145,775	2,352,291
第11款 寄 附 金		79,720	291,622	371,342
	第1項 寄 附 金	79,720	291,622	371,342
第12款 繰 入 金		37,886,955	22,498,769	60,385,724
	第1項 特 別 会 計 繰 入 金	4,752,829	△ 36,755	4,716,074
	第2項 基 金 繰 入 金	33,134,126	22,535,524	55,669,650
第13款 諸 収 入		141,329,044	△ 81,936,292	59,392,752
	第1項 延滞金加算金及び過料等	203,707	37,003	240,710
	第2項 利 子 収 入	9,336	△ 1,402	7,934
	第3項 公 営 企 業 貸 付 金 収 入	14,108,751	△ 277,648	13,831,103
	第4項 貸 付 金 収 入	106,205,970	△ 77,888,576	28,317,394
	第5項 受 託 事 業 収 入	10,487,936	△ 2,304,127	8,183,809
	第6項 収 益 事 業 収 入	2,891,158	△ 62,450	2,828,708
	第7項 利 子 割 精 算 金 収 入	7	△ 7	0
	第8項 雑 収 入	7,422,179	△ 1,439,085	5,983,094

第14款 県債	債	第1項 県債	298,962,000 298,962,000	△ △	965,000 965,000	297,997,000 297,997,000
第15款 繰越金	金	第1項 繰越金	461,496 461,496		1,321,848 1,321,848	1,783,344 1,783,344
歳入		合計	1,305,896,130	△	71,772,606	1,234,123,524

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 議 会 費	第1項 議 会 費	1,425,642 千円	△ 58,342 千円	1,367,300 千円	
第2款 総 務 費	第1項 政 策 費	29,339,702	30,578,705	59,918,407	
	第2項 総 務 管 理 費	3,940,174	△ 110,025	3,830,149	
	第3項 統 計 調 査 費	13,809,232	31,179,749	44,988,981	
	第4項 徴 税 費	715,980	△ 24,813	691,167	
	第5項 市 町 村 振 興 費	7,316,400	30,113	7,346,513	
	第6項 選 挙 費	1,110,275	△ 140,074	970,201	
	第7項 人 事 委 員 会 費	2,052,107	△ 360,899	1,691,208	
	第8項 監 査 委 員 費	145,184	2,410	147,594	
		250,350	2,244	252,594	
第3款 県 民 生 活 ・ 環 境 費	第1項 県 民 生 活 管 理 費	10,993,463	△ 575,080	10,418,383	
	第2項 防 災 費	5,193,632	△ 162,328	5,031,304	
	第3項 環 境 企 画 費	4,162,972	△ 337,377	3,825,595	
	第4項 環 境 対 策 費	560,707	△ 31,060	529,647	
	第5項 廃 棄 物 対 策 費	335,230	△ 21,114	314,116	
		740,922	△ 23,201	717,721	

第4款 福祉保健費					171,975,661	△ 3,444,293	168,531,368
第1項 福祉保健費					24,884,835	637,175	25,522,010
第2項 国保・福祉指導費					44,550,519	△ 475,470	44,075,049
第3項 医務薬事費					6,762,652	114,702	6,877,354
第4項 医師・看護職員確保対策費					1,843,249	△ 107,409	1,735,840
第5項 高齢福祉保健費					41,450,063	△ 2,229,293	39,220,770
第6項 健康対策費					5,433,239	△ 146,393	5,286,846
第7項 生活衛生費					3,451,264	△ 155,576	3,295,688
第8項 障害福祉費					20,854,681	547,077	21,401,758
第9項 児童家庭費					2,469,801	147,856	2,617,657
第10項 少子化対策費					20,275,358	△ 1,776,962	18,498,396
第5款 労働費					3,067,689	△ 782,158	2,285,531
第1項 労働委員会費					130,519	△ 1,786	128,733
第2項 労働雇用費					550,388	△ 109,110	441,278
第3項 職業能力開発費					2,386,782	△ 671,262	1,715,520
第6款 産業費					120,658,185	△ 78,740,762	41,917,423
第1項 産業政策費					2,053,424	△ 45,895	2,007,529
第2項 創業・経営支援費					102,664,251	△ 77,058,552	25,605,699
第3項 産業振興費					2,499,272	△ 234,633	2,264,639
第4項 商業・地場産業振興費					286,214	△ 35,508	250,706

第5項	産業立地費	10,904,249	△	921,052	9,983,197
第6項	産観光費	2,250,775	△	445,122	1,805,653
第7款	農林水産業費	111,278,826	△	12,482,980	98,795,846
第1項	農業総務費	4,259,897	△	458,159	3,801,738
第2項	地域農政推進費	10,680,816	△	2,221,503	8,459,313
第3項	農産園芸費	1,742,439	△	391,826	1,350,613
第4項	農産普及費	3,661,291	△	238,122	3,423,169
第5項	食産流通費	358,488	△	32,845	325,643
第6項	畜産業費	955,044	△	4,187	950,857
第7項	水産業費	5,410,342	△	31,745	5,378,597
第8項	林業費	17,391,640	△	2,489,800	14,901,840
第9項	農地管理費	5,610,539	△	179,735	5,430,804
第10項	農地整備費	59,455,130	△	6,182,946	53,272,184
第11項	農地計画費	1,753,200	△	252,112	1,501,088
第8款	土木費	170,129,817		3,084,262	173,214,079
第1項	土木管理費	11,684,254	△	207,101	11,477,153
第2項	道路橋りょう費	69,560,381		7,962,045	77,522,426
第3項	河川海岸費	33,057,141		3,168,135	36,225,276
第4項	砂防費	19,491,535	△	4,471,554	15,019,981
第5項	都市計画費	6,850,380		698,536	7,548,916
第6項	建設費	14,817,717	△	1,598,631	13,219,086

第7項	交 通	港 灣	政 策	費	2,412,061	△	27,258	2,384,803
第8項	港 灣	振 興	費	466,789	△	31,917	434,872	
第9項	港 灣	費	10,736,344	△	1,981,527	8,754,817		
第10項	空 港	費	1,053,215	△	426,466	626,749		
第9款	警 察	費	52,836,278	△	533,322	52,302,956		
第1項	警 察	管 理	費	48,549,374	△	295,768	48,253,606	
第2項	警 察	行 政	費	4,286,904	△	237,554	4,049,350	
第10款	教 育	費	182,561,200	△	3,418,934	179,142,266		
第1項	教 育	總 務	費	10,685,778	△	235,095	10,450,683	
第2項	小 學	校 費	88,210,392	△	1,103,859	87,106,533		
第3項	高 等	學 校 費	47,938,167	△	489,532	47,448,635		
第4項	特 別	支 援 學 校 費	19,911,489	△	267,659	19,643,830		
第5項	生 徒	指 導 費	455,296	△	12,345	442,951		
第6項	生 涯	學 習 推 進 費	527,763	△	13,741	514,022		
第7項	文 化	行 政 費	2,724,982	△	440,280	2,284,702		
第8項	保 健	體 育 費	526,979	△	120,138	406,841		
第9項	私 立	學 校 教 育 振 興 費	10,049,496	△	649,091	9,400,405		
第10項	大 學	費	1,530,858	△	87,194	1,443,664		
第11款	災 害 復 舊 費	費	22,971,424		262,904	23,234,328		
第1項	農 林 水 產 施 設 災 害 復 舊 費	費	7,671,853		246,877	7,918,730		

	第2項 土木施設災害復旧費	15,192,572	15,532	15,208,104
	第3項 社会福祉施設災害復旧費	1,273	495	1,768
第12款 県債	第1項 県債費	303,296,132	△ 2,284,591	301,011,541
		303,296,132	△ 2,284,591	301,011,541
第13款 諸支出金	第1項 公営企業貸付金	125,062,111	△ 3,378,015	121,684,096
	第2項 雑支	14,108,751	△ 277,648	13,831,103
	第3項 地方消費税清算金	2,673,000	△ 118,400	2,554,600
	第4項 利子割交付金	55,213,651	△ 1,123,070	54,090,581
	第5項 配当割交付金	465,700	△ 257,337	208,363
	第6項 株式等譲渡所得割交付金	905,850	161,568	1,067,418
	第7項 分離課税所得割交付金	697,950	△ 119,988	577,962
	第8項 地方消費税交付金	109,828	18,401	128,229
	第9項 ゴルフ場利用税交付金	43,173,466	△ 1,386,742	41,786,724
	第10項 自動車取得税交付金	361,200	10,599	371,799
	第11項 環境性能割交付金	1,351,371	23,507	1,374,878
	第12項 軽油引取税交付金	493,454	△ 109,794	383,660
		5,507,889	△ 199,111	5,308,778
歳出	合計	1,305,896,130	△ 71,772,606	1,234,123,524

第2表 継続費補正
1 変更

款	項	事業名	補正前		補正後	
			年度	年割額	年度	年割額
第2項 道橋りょう費	第2項 道橋りょう費	県道新発田津川線 緊急地方道整備事業 (白川大橋)	30	千円 0	30	千円 0
			31	900,000	元	375,968
			32	700,000	2	900,000
			33	400,000	3	639,993
			34	100,000	4	184,039
			総額	2,100,000	総額	2,100,000
第3項 河川海岸費	第3項 河川海岸費	胎内川総合開発事業費 (奥胎内ダム)	13	0	13	0
			14	470,000	14	470,000
			15	740,000	15	740,000
			16	900,000	16	900,000
			17	430,000	17	430,000
			総額	23,312,304	総額	23,224,144
第8款 土木費	第3項 河川海岸費	胎内川総合開発事業費 (奥胎内ダム)	18	360,000	18	360,000

	鷗川治水ダム事業費 (鷗川)	36,030,000	19	527,000	19	527,000
			20	451,000	20	451,000
			21	700,000	21	700,000
			22	1,796,414	22	1,796,414
			23	1,935,800	23	1,935,800
			24	2,197,500	24	2,197,500
			25	2,183,000	25	2,183,000
			26	2,183,000	26	2,183,000
			27	2,278,500	27	2,278,500
			28	2,228,500	28	2,228,500
			29	2,190,350	29	2,190,350
			30	1,650,000	30	1,650,000
			31	91,240	元	3,080
			15	0	15	36,030,000
			15	36,030,000	15	0

				16	450,000	450,000	16	450,000
				17	425,000	425,000	17	425,000
				18	350,000	350,000	18	350,000
				19	500,000	500,000	19	500,000
				20	430,000	430,000	20	430,000
				21	500,000	500,000	21	500,000
				22	867,000	867,000	22	867,000
				23	1,221,800	1,221,800	23	1,221,800
				24	712,700	712,700	24	712,700
				25	898,600	898,600	25	898,600
				26	1,160,000	1,160,000	26	1,160,000
				27	983,770	983,770	27	983,770
				28	1,071,700	1,071,700	28	1,071,700
				29	1,459,000	1,459,000	29	1,459,000

第6項 建築費	十日町病院改築事業	13,193,694	30	2,560,000	30	2,560,000
			31	2,667,284	元	3,485,900
			32	3,500,000	2	3,322,666
			33	3,500,000	3	3,693,090
			34	3,500,000	4	3,630,090
			35	3,409,999	5	3,401,937
			36	3,301,999	6	2,842,995
			37	2,561,148	7	2,063,752
			29	0	29	0
			30	520,137	30	520,137
			31	820,000	元	690,000
			32	1,059,863	2	600,000
					3	589,863
					25	0
		13,956,487				
		2,400,000				
		2,400,000				
	一級河川福島潟 広域河川改修事業 (福島潟水門本体)					

				26	533,497			26	533,497			26	533,497
				27	3,719,041			27	3,719,041			27	3,719,041
				28	544,797			28	544,797			28	544,797
				29	317,279			29	317,279			29	317,279
				30	1,019,749			30	1,019,749			30	1,019,749
				31	5,038,099			元	4,223,793			元	4,223,793
				32	1,005,410			2	2,795,352			2	2,795,352
				33	1,015,822			3	802,979			3	802,979
				27	284,741			27	284,741			27	284,741
				28	700,353			28	700,353			28	700,353
				29	4,302,241			29	4,302,241			29	4,302,241
				30	1,654,733			30	1,654,733			30	1,654,733
				31	98,946			元	98,946			元	98,946
				32	742			2	230,742			2	230,742
						8,438,613							
						7,284,324							
						加茂病院改築事業							

						33	242,568		3	1,149,839
									4	17,365

第3表 債務負担行為補正								
1 追加								
事	項	期	間	限	度	額	説	明
	一般国道345号勝木こ線橋橋りょう補修工事委託契約 (相手方 東日本旅客鉄道株式会社)	令和2年度から 令和4年度まで				370,000千円		
	阿賀野高校グラウンド敷地賃借契約 (相手方 関東財務局)	令和2年度から 令和4年度まで				10,682千円		

事 項		補 正		補 正		後 度 額	説 明
		期 間	限 度 額	期 間	限 度 額		
2 変 更	県道佐渡一周線(岩谷口橋)仮設橋賃借契約	平成29年度から平成32年度まで	210,000千円	平成29年度から令和4年度まで	230,000千円		
	一級河川十二沢川広域河川改修工事費用負担協定(相手方 東日本旅客鉄道株式会社)	平成28年度から平成32年度まで	1,750,000千円	平成28年度から令和5年度まで	1,750,000千円		
	公営住宅長岡地区(寿町住宅)住戸改善工事請負契約	平成32年度	204,795千円	令和2年度	285,390千円		

第4表 地方債補正
1 変更

起債の目的	補		正		前		正		後	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	償還の方法	利率	起債の方法	限度額	利率	償還の方法
道路事業費	千円 13,624,000	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれ発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	千円 17,680,000	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
河川事業費	15,598,000									
海岸事業費	736,000									
砂防事業費	8,846,000									
街路事業費	696,000									
公園事業費	646,000									
公営住宅建設事業費	286,000									
港湾事業費	5,910,000									
空港事業費	394,000									
漁港事業費	853,000									
林道事業費	870,000									

治山事業費	4,708,000				3,761,000
農地事業費	15,528,000				13,039,000
災害復旧事業費	7,906,000				7,738,000
学校教育施設等整備事業費	2,976,000				3,154,000
生涯学習施設等整備事業費	823,000				798,000
社会福祉施設整備事業費	634,000				371,000
施設整備事業費 (一般財源化分)	292,000				0
地域活性化事業費	1,265,000				1,225,000
防災対策事業費	3,728,000				3,720,000
地方道路等整備事業費	18,844,000				17,831,000
合併特例事業費	2,550,000				2,840,000
原子力発電施設等立地 地域振興特別事業費	143,000				54,000
河川等整備事業費	210,000				578,000
臨時高等学校改築等事業費	1,958,000				1,456,000

警察施設整備事業費	884,000				855,000	
交通安全施設整備事業費	625,000				547,000	
本庁舎改修事業費	61,000				54,000	
県民会館改修事業費	173,000				174,000	
地域機関改修事業費	637,000				551,000	
地域プロジェクト事業費	78,000				80,000	
大学等高等教育機関設置補助事業費	35,000				26,000	
県立大学整備事業費	123,000				128,000	
国立・国定公園施設整備事業費	20,000				19,000	
地域用水環境整備事業費	38,000				30,000	
柏崎アークパーク改修事業費	142,000				171,000	
医療体制整備事業費	128,000				91,000	
えちごトキめき鉄道株式会社補助事業費	68,000				77,000	
北越急行株式会社補助事業費	39,000				21,000	

公共施設等除却費	1,013,000						730,000	
行政改革推進債	8,377,000						8,341,000	
臨時財政対策債	35,700,000						35,749,000	
退職手当債	932,000						1,502,000	
減収補てん債	7,120,000						6,965,000	
合 計	298,962,000						297,997,000	

令和元年度新潟県債管理特別会計補正予算

令和元年度新潟県債管理特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ897,988千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ230,754,838千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県債費収入		千円 231,652,826	△ 897,988	千円 230,754,838
	第1項 繰入金	231,652,826	△ 897,988	230,754,838
歳入	合計	231,652,826	△ 897,988	230,754,838

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 県	債 費	千円 231,652,826	千円 △ 897,988	千円 230,754,838	
	第1項 県 債 費	231,652,826	△ 897,988	230,754,838	
歳	出 合 計	231,652,826	△ 897,988	230,754,838	

令和元年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計補正予算

令和元年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ130,300千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,970,997千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 地域づくり事業	資金貸付収入	千円 2,101,297	千円 △ 130,300	千円 1,970,997
	第2項 繰越金	1,637,702	△ 130,300	1,507,402
歳入	合計	2,101,297	△ 130,300	1,970,997

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 地貸 付	区域づくり事業 資金費	2,101,297 千円	△ 130,300 千円	1,970,997 千円
	第1項貸付事業費	637,702	△ 130,300	507,402
歳	出	合計	△ 130,300	1,970,997

令和元年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算

令和元年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ226,946千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,296,209千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業収入		千円 1,069,263	千円 226,946	千円 1,296,209
	第1項 国庫支出金	49,234	5,977	55,211
	第2項 財産収入	1,237	△ 1,063	174
	第3項 寄附金	500	3,550	4,050
	第4項 繰入金	239,035	77,036	316,071
	第5項 諸収入	2,686	119,747	122,433
	第7項 分担金及び負担金	88,838	5,438	94,276
	第8項 繰越金		16,261	16,261

<p style="text-align: center;">歳 入 合 計</p>	<p>1,069,263</p>	<p>226,946</p>	<p>1,296,209</p>
--	------------------	----------------	------------------

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業費		千円 1,064,763	千円 226,946	千円 1,291,709
	第1項 災害救助費	996,299	5,042	1,001,341
	第2項 基金積立	1,237	66,670	67,907
	第3項 基金償還	66,351	324	66,675
	第4項 基金償還	876	154,910	155,786
歳出	合計	1,069,263	226,946	1,296,209

令和元年度新潟県国民健康保険事業特別会計補正予算

令和元年度新潟県国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,257,043千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ193,493,611千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 国民健康保険事業収入		189,236,568	4,257,043	193,493,611
	第1項 分担金及び負担金	54,131,125	△ 2,599	54,128,526
	第2項 国庫支出金	50,584,225	2,043,113	52,627,338
	第3項 財産収入	4,388	△ 3,768	620
	第4項 繰上金	12,757,941	△ 47,047	12,710,894
	第5項 諸収入	71,758,889	294,303	72,053,192
第6項 繰越金			1,973,041	1,973,041
歳 入	合 計	189,236,568	4,257,043	193,493,611

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 国民健康保険事業費		189,236,568 千円	4,257,043 千円	193,493,611 千円
	第2項 事業費	187,645,454	3,243,414	190,888,868
	第3項 基金積立金	4,388	△ 3,768	620
	第4項 諸支出金	1,582,791	1,017,397	2,600,188
歳出	合計	189,236,568	4,257,043	193,493,611

令和元年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算

令和元年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,029千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ372,232千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業収入	第1項 繰入金	千円 379,261	△ 7,029	千円 372,232
	第2項 諸収入	41,203	△ 5,084	36,119
歳入	合 計	223,112	△ 1,945	221,167
歳入	合 計	379,261	△ 7,029	372,232

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 母子寡婦福祉資金貸付事業費	第1項 貸付事業費	千円 379,261	△ 7,029	千円 372,232	
歳出	合計	379,261	△ 7,029	372,232	

令和元年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計補正予算

令和元年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ471,332千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ574,713千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 中小企業支援資金貸付収入		1,046,045	△ 471,332	574,713
	第2項 諸 収 入	424,415	△ 52,742	371,673
	第3項 県 債	250,000	△ 205,000	45,000
	第4項 繰 越 金	365,756	△ 213,590	152,166
歳 入	合 計	1,046,045	△ 471,332	574,713

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 中小企業支援資金貸付事業		1,046,045	△ 471,332	574,713
	第1項 貸付事業費	570,248	△ 411,263	158,985
	第2項 県債費	280,545	△ 36,985	243,560
	第3項 繰出金	195,252	△ 23,084	172,168
歳出	合計	1,046,045	△ 471,332	574,713

第2表 地方債補正
1 変更

起債の目的	補		正		前		正		後		
	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	償還の方法	起債の方法	利率	起債の方法	償還の方法	
小規模企業者等設備導入資金貸付事業費	250,000	千円	普通貸借	年0.5パーセント以内	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第28条に基づき独立行政法人中小企業基盤整備機構業務方法書の規定による。	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第28条に基づき独立行政法人中小企業基盤整備機構業務方法書の規定による。	補償額	45,000	千円	補正前と同じ	補正前と同じ

令和元年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計補正予算

令和元年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ257,871千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 林業貸付事業改善資金	第1項 繰入金	千円 122,375	△ 100	千円 122,275
	第3項 繰越金	484	△ 359	125
	繰越金	121,821	259	122,080
歳入	合計	257,971	△ 100	257,871

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 林業改善事業資金費		千円 122,325	千円 100	千円 122,225	
	第1項貸付事業費	122,325	△ 100	122,225	
歳出	合計	257,971	△ 100	257,871	

令和元年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算

令和元年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ101千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81,080千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業収入	第1項 繰入金	81,181 千円	△ 101 千円	81,080 千円
	第3項 繰越金	329	△ 173	156
	合 計	80,791	72	80,863
歳 入	合 計	81,181	△ 101	81,080

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 沿岸漁業改善資金		千円 81,131	△	千円 81,030
	第1項 貸付事業費	81,131	△	81,030
歳	出 合 計	81,181	△	81,080

令和元年度新潟県有林事業特別会計補正予算

令和元年度新潟県有林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ37,826千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134,973千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県有林事業収入		千円 172,799	千円 △ 37,826	千円 134,973
	第1項 国庫支出金	60,584	△ 33,139	27,445
	第2項 財産収入	14,950	△ 4,822	10,128
	第3項 繰入金	90,749	△ 150	90,599
	第4項 県債	4,700	△ 4,700	
	第5項 繰越金	1,816	△ 1,985	3,801

	第6項	寄附金		3,000	3,000
歳入	合計	計	172,799	△	37,826
					134,973

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 県有林事業費	第1項 事業費	171,799 千円	△ 37,826 千円	133,973 千円	
	第2項 県債費	81,675	△ 37,676	43,999	
	合計	66,124	△ 150	65,974	
歳出	合計	172,799	△ 37,826	134,973	

第2表 地方債補正
1 変更

起債の目的	補		正		前		補		正		後	
	限度額	千円	起債の方法	利率	利率	償還の方法	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	
												利率
県有林事業費	4,700		普通貸借	年5.0パーセント以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる株式会社日本政策金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)		借入れの年から据置期間を含み50年以内に元利均等年賦償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮することができる。						

令和元年度新潟県用地先行取得事業特別会計補正予算

令和元年度新潟県用地先行取得事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,945千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ730,055千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正					
1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 用地先行取得事業収入		千円 739,000	△ 8,945	千円 730,055	
	第2項 県債	589,000	△ 9,100	579,900	
	第3項 繰入金		137	137	
	第4項 繰越金		18	18	
歳 入	合 計	739,000	△ 8,945	730,055	

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 用地先行取得事業費		千円 739,000	千円 △ 8,963	千円 730,037	
	第1項 事業費	589,000	△ 8,963	580,037	
第2款 予備費			18	18	
	第1項 予備費		18	18	
歳出	合計	739,000	△ 8,945	730,055	

令和元年度新潟県都市開発資金事業特別会計補正予算

令和元年度新潟県都市開発資金事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ168,581千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ358,036千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 都市開発資金	収 入	千円 526,617	△ 168,581	千円 358,036
	第1項 財産 収 入	524,702	△ 168,581	356,121
歳 入	合 計	526,617	△ 168,581	358,036

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 都市開発資金事業費		千円 526,617	千円 △ 168,581	千円 358,036	
	第2項 繰出金	524,702	△ 168,581	356,121	
歳出	合計	526,617	△ 168,581	358,036	

令和元年度新潟県流域下水道事業特別会計補正予算

令和元年度新潟県流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ222,493千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,937,459千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正					
1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 流域下水道事業収入		千円 14,159,952	千円 △ 222,493	千円 13,937,459	
	第1項 分担金及び負担金	5,306,834	△ 152,833	5,154,001	
	第3項 国庫支出金	3,490,140	△ 120,159	3,369,981	
	第4項 財産収入	891	66	957	
	第5項 繰入金	2,038,190	△ 289	2,037,901	
	第6項 諸収入	248,124	9,638	257,762	
	第7項 県債	2,748,000	△ 60,000	2,688,000	
	第8項 繰越金	327,342	101,084	428,426	
歳 入	合 計	14,159,952	△ 222,493	13,937,459	

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 流域下水道事業費		13,902,788 千円	△ 392,384 千円	13,510,404 千円	
	第1項 管				
	第2項 建設費	3,853,476	△ 61,018	3,792,458	
	第3項 県債費	6,360,569	△ 304,347	6,056,222	
第2款 予備費	第1項 予備費	257,164	169,891	427,055	
		257,164	169,891	427,055	
歳出	合計	14,159,952	△ 222,493	13,937,459	

第2表 継続費補正
1 変更

款	項	事業名	補正前		補正後			
			年度	年割額	年度	年割額		
第1款 流域下水道費	第2項 建設費	信濃川下流域 下水道事業費 (長野処理区)	58	3,216,800	58	3,216,800		
			59	3,409,600	59	3,409,600		
			60	2,433,000	60	2,433,000		
			61	1,697,518	61	1,697,518		
			62	1,552,457	62	1,552,457		
			63	1,622,000	63	1,622,000		
			元	1,536,000	元	1,536,000		
			2	1,560,000	2	1,560,000		
			3	1,562,000	3	1,562,000		
			4	3,850,000	4	3,850,000		
			5	3,024,200	5	3,024,200		
					総額	55,792,474	総額	55,664,613

6	1,203,900	6	1,203,900	6	1,203,900	6	1,203,900	6	1,203,900	6	1,203,900	6	1,203,900	6
7	3,024,850	7	3,024,850	7	3,024,850	7	3,024,850	7	3,024,850	7	3,024,850	7	3,024,850	7
8	1,473,310	8	1,473,310	8	1,473,310	8	1,473,310	8	1,473,310	8	1,473,310	8	1,473,310	8
9	1,474,242	9	1,474,242	9	1,474,242	9	1,474,242	9	1,474,242	9	1,474,242	9	1,474,242	9
10	1,444,600	10	1,444,600	10	1,444,600	10	1,444,600	10	1,444,600	10	1,444,600	10	1,444,600	10
11	1,009,800	11	1,009,800	11	1,009,800	11	1,009,800	11	1,009,800	11	1,009,800	11	1,009,800	11
12	2,152,000	12	2,152,000	12	2,152,000	12	2,152,000	12	2,152,000	12	2,152,000	12	2,152,000	12
13	2,456,500	13	2,456,500	13	2,456,500	13	2,456,500	13	2,456,500	13	2,456,500	13	2,456,500	13
14	1,661,300	14	1,661,300	14	1,661,300	14	1,661,300	14	1,661,300	14	1,661,300	14	1,661,300	14
15	835,400	15	835,400	15	835,400	15	835,400	15	835,400	15	835,400	15	835,400	15
16	442,600	16	442,600	16	442,600	16	442,600	16	442,600	16	442,600	16	442,600	16
17	124,000	17	124,000	17	124,000	17	124,000	17	124,000	17	124,000	17	124,000	17
18	279,600	18	279,600	18	279,600	18	279,600	18	279,600	18	279,600	18	279,600	18
19	559,650	19	559,650	19	559,650	19	559,650	19	559,650	19	559,650	19	559,650	19

		20	691,800			20	691,800
		21	1,230,700			21	1,230,700
		22	1,023,005			22	1,023,005
		23	1,078,289			23	1,078,289
		24	1,376,107			24	1,376,107
		25	951,990			25	951,990
		26	589,727			26	589,727
		27	568,856			27	568,856
		28	1,361,627			28	1,361,627
		29	1,700,325			29	1,700,325
		30	1,231,903			30	1,231,903
		31	382,818			元	254,957
		4	640,000			4	640,000
		5	2,420,000			5	2,420,000
						66,538,068	
						66,574,331	
						阿賀野川流域 下水道事業費 (新井郷川処理区)	

				20	2,163,000		20	2,163,000
				21	1,388,700		21	1,388,700
				22	803,447		22	803,447
				23	272,219		23	272,219
				24	504,278		24	504,278
				25	1,221,441		25	1,221,441
				26	1,776,918		26	1,776,918
				27	1,022,911		27	1,022,911
				28	444,766		28	444,766
				29	371,638		29	371,638
				30	398,590		30	398,590
				31	87,489		元	51,226
				7	1,636,800		7	1,636,800
				8	886,800		8	886,800
								60,314,428
								60,346,292
								西 下 水 道 流 域 事 業 費 (西 川 处 理 区)

							23	2,510,916	23	2,510,916
							24	966,500	24	966,500
							25	130,911	25	130,911
							26	82,082	26	82,082
							27	253,200	27	253,200
							28	117,649	28	117,649
							29	239,750	29	239,750
							30	97,047	30	97,047
							31	47,060	元	15,196

第3表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補		正		前		正		後	
	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	起債の方法	利率	限度額	千円
流域下水道事業費	1,800,000	千円	普通借入は、普通債の発行額を限度とし、(発行額を超過しないこととする。)	年9パーセント以内	借入は、償還期に限り、一括払いの方法による。また、償還期は、償還開始後、償還期間の40年以内とする。また、償還額は、償還開始後、償還期間の40年以内とする。また、償還額は、償還開始後、償還期間の40年以内とする。	年9パーセント以内	借入は、償還期に限り、一括払いの方法による。また、償還期は、償還開始後、償還期間の40年以内とする。また、償還額は、償還開始後、償還期間の40年以内とする。	年9パーセント以内	1,740,000	千円
合計	2,748,000	千円							2,688,000	千円

令和元年度新潟県港湾整備事業特別会計補正予算

令和元年度新潟県港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ263,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,333,404千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正					
1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 港湾整備事業収入		千円 3,596,404	千円 △ 263,000	3,333,404	
	第1項 使用料及び手数料	1,121,645	△ 1,135	1,120,510	
	第2項 在庫支出	15,000	△ 15,000		
	第3項 財産収入	200,310	481	200,791	
	第5項 諸収入	13,177	654	13,831	
	第6項 県債	1,845,000	△ 248,000	1,597,000	
歳 入	合 計	3,596,404	△ 263,000	3,333,404	

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 港湾整備事業費		千円 3,596,251	千円 △ 263,000	千円 3,333,251
	第1項 事業費	2,005,119	△ 263,000	1,742,119
歳出	合計	3,596,404	△ 263,000	3,333,404

令和元年度新潟県電気事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和元年度新潟県電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元 予 定 量	変 更 予 定 量
1	営業関係供給電力量	MWh 567,461	MWh 548,979

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	電気事業収益	千円 8,639,324	千円 △ 257,938	千円 8,381,386
第1項	営業収益	8,501,996	△ 258,558	8,243,438
第2項	財務収益	8,094	3,846	11,940
第3項	事業外収益	129,234	△ 3,226	126,008

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 電気事業費用	6,418,453	△ 572,708	5,845,745
第1項 営業費用	5,430,871	△ 519,448	4,911,423
第2項 財務費用	339,607	△ 57,188	282,419
第3項 事業外費用	627,975	3,928	631,903

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,282,066千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	552,870	△ 691	552,179
第3項 受託金	142,858	△ 691	142,167

支 出

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	千円 5,851,894	千円 △ 17,649	千円 5,834,245
第1項	建設改良費	855,470	△ 16,958	838,512
第4項	受託工事費	142,858	△ 691	142,167

区	分	支出予定額	充当財源 収入予定額	差引不足額	補てん財源				
					過年度 損保資金	年度 勘定 留保資金	減 積立金	債 積立金	建設改良 積立金
第1項	建設改良費	千円 838,512	千円 2	千円 838,510	千円 423,552	千円 11,538	千円 74,000	千円 327,200	千円 76,220
第2項	企業償還金	1,852,566	410,000	1,442,566	1,368,566				
第3項	他会計繰出金	3,000,000		3,000,000					3,000,000
第4項	受託工事費	142,167	142,167		990				
第5項	雑支出	1,000	10	990					
	計	5,834,245	552,179	5,282,066	1,793,108	11,538	74,000	327,200	76,220

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為を次のとおり改める。

事項	変更前		変更後	
	期間	限度額	期間	限度額
風倉発電設備工事 受変電	令和2年度	77,000千円	令和2年度から 令和3年度まで	164,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経費	元金額	変更金額
職員給与	1,039,367千円	1,027,947千円

令和元年度新潟県工業用水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和元年度新潟県工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分		元 予 定 量	変 更 予 定 量
	2	3		
1 営 業 関 係	年間総給水量		53,224,056 立方メートル	51,808,692 立方メートル
	3 一日平均給水量		145,421 立方メートル	141,554 立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 工業用水道事業収益	千円 1,847,311	千円 66,715	千円 1,914,026
第1項 営業収益	1,514,815	22,703	1,537,518
第2項 営業外収益	265,496	33,471	298,967
第3項 特別利益	67,000	10,541	77,541

支 出

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 工業用水道事業費用	千円 3,894,671	千円 △ 1,374,072	千円 2,520,599
第1項 営業費用	3,803,158	△ 1,717,121	2,086,037
第2項 営業外費用	81,513	24,174	105,687
第4項 特別損失		318,875	318,875

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額187,598千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	129,679	△ 122,322	7,357
第1項 企業債	128,200	△ 121,600	6,600
第3項 雑収入	1,449	△ 722	727

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	342,397	△ 147,442	194,955
第1項 建設改良費	170,000	△ 147,442	22,558

区 分	支出予定額	充当財源 収入予定額	差引不足額	補 て ん 財 源			
				減 積 立 金	債 積 立 金	建設改良 積立金	過 損 保 留 金 年度 勘定 資金
第1項 建設改良費	千円 22,558	千円 7,357	千円 15,201	千円 44,865	千円 1,120	千円 13,527	千円 554
第2項 企業債償還金	172,397		172,397			127,532	
計	194,955	7,357	187,598	44,865	1,120	141,059	554

(企業債)

第5条 起債の限度額を次のとおり改める。

起 債 の 目 的	元 金 額	変 更 金 額
新潟臨海工業用水道改築事業費	千円 10,500	千円 2,000
新潟臨海工業用水道設備増強費	117,700	4,600

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職員給与費	千円 433,416	千円 376,133

(他会計からの補助金)

第7条 工業用水道事業の経営の健全化を促進するため及び新潟臨海工業用水道事業の水源確保のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を59,180千円に改める。

令和元年度新潟県工業用地造成事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和元年度新潟県工業用地造成事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元	変更
	の	予	予
	土地	定	定
	の	量	量
	売却		
1	営業関係土地の売却	平方メートル 125,000	平方メートル 108,168

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
		千円	千円	千円
第1款	工業用地造成事業収益	2,327,177	△ 285,962	2,041,215
第1項	営業収益	1,528,465	△ 293,203	1,235,262
第2項	営業外収益	798,712	7,241	805,953

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 工業用地造成事業費用	1,416,277	△ 247,199	1,169,078
第1項 営業費用	1,406,991	△ 247,185	1,159,806
第2項 営業外費用	8,286	△ 14	8,272

(資本的収入)

第4条 資本的収入の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額748,112千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的収入		1,781	1,781
第1項 雑収入		1,781	1,781

区 分	支 出 予 定 額 千円	充 当 財 源 取 入 予 定 額 千円	差 引 不 足 額 千円	補 て ん 財 源	
				当 勤 留 保 益 金 千円	損 資 金 千円
第1項 工業用地造成費	22,500	1,781	20,719	20,719	
第2項 企業債償還金	317,383		317,383	317,383	
第3項 他会計借入金返済金	410,000		410,000	410,000	
第4項 雑 支 出	10		10	10	
計	749,893	1,781	748,112	748,112	

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額 千円	変 更 金 額 千円
職 員 給 与 費	63,894	61,950

(他会計からの補助金)

第6条 工業用地造成事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を786,524千円に改める。

令和元年度新潟県新潟臨海用地造成事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和元年度新潟県新潟臨海用地造成事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元	積	変	更	面	積
1	土	地	の	売	却	平方メートル	平方メートル
						10,182	2,959

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	用地造成事業収益	千円 110,138	千円 △ 63,758	千円 46,380
第1項	営業収益	107,706	△ 63,423	44,283
第2項	営業外収益	2,432	△ 335	2,097

支 出

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 用地造成事業費用	千円 71,749	千円 △ 43,100	千円 28,649
第1項 営業費用	71,529	△ 43,100	28,429

令和元年度新潟県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和元年度新潟県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元 予 定 量	変 更 予 定 量
年 間 患 者 数	入	768,000 人	741,000 人
	外	1,208,000 人	1,209,000 人
	計	1,976,000 人	1,950,000 人
1 日 平 均 患 者 数	入	2,098 人	2,025 人
	外	5,033 人	5,038 人
	計	7,131 人	7,063 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 病院 事業 収 益	73,286,800	883,304	74,170,104
第1項 医 業 収 益	59,463,367	382,730	59,846,097
第2項 医 業 外 収 益	13,823,233	490,213	14,313,446
第3項 特 別 利 益	200	10,361	10,561

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 病院 事業 費 用	74,763,387	1,465,796	76,229,183
第1項 医 業 費 用	73,040,097	1,319,216	74,359,313
第2項 医 業 外 費 用	1,723,090	△ 185,777	1,537,313
第3項 特 別 損 失	200	332,357	332,557

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,992,400千円は、過年度分損益勘定留保資金509,640千円及び当年度分損益勘定留保資金1,482,760千円で補てんするものとする。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	13,456,094	△ 1,630,578	11,825,516
第1項 固定資産売却代金		938	938
第2項 投資回収金	1,588	165	1,753
第3項 企業業債	10,001,100	△ 1,511,700	8,489,400
第4項 補助金		1,420	1,420
第5項 負担金交付金	3,415,061	△ 121,486	3,293,575
第6項 その他資本的収入	38,345	85	38,430

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	15,450,822	△ 1,632,906	13,817,916
第1項 建設改良費	10,684,287	△ 1,633,467	9,050,820
第3項 投資	1,588	561	2,149

(継 続 費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

款	項	事業名	元		金額		變更金額			
			總額	千円	年度	年割額	總額	千円	年度	年割額
			千円	千円	25	千円	0	25	千円	0
					26	546,230		26	546,230	
					27	3,726,370		27	3,726,370	
					28	561,097		28	561,097	
					29	321,756	14,863,351	29	321,756	
					30	1,028,382		30	1,028,382	
					元	5,078,907		元	4,248,794	
					2	1,186,037		2	3,046,843	
					3	1,547,994		3	1,383,879	
					27	290,004		27	290,004	
					28	727,650		28	727,650	
					29	4,321,730		29	4,321,730	
					30	1,675,273	9,259,596	30	1,675,273	
		十日町病院改築事業	13,996,773							
		1 資本的支出								
		1 建設改良費								
		加茂病院改築事業	8,091,450							

				元	366,501	元	276,132
				2	120,694	2	334,039
				3	363,433	3	1,260,239
				4	226,165	4	156,814
						5	217,715

(企業債)

第6条 起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	元金額	変更金額
病院整備事業費	10,001,100 千円	8,489,400 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経費	元金額	変更金額
1 職員給与	38,758,519 千円	38,591,500 千円
2 交際費	1,000	200

(他会計からの補助金)

第8条 病院事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を3,125,741千円に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額を次のとおり改める。

科	目	元 金 額	変 更 金 額
たな卸資産購入限度額		19,507,912 千円	21,062,081 千円

令和元年度新潟県基幹病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和元年度新潟県基幹病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元	予	定	量	変	更	予	定	量
年間患者数	入	院	来	計	179,000	人	166,000	人	295,000	人
	外				469,000					
1日平均患者数	入	院	来	計	490	人	451	人	1,231	人
	外				1,197					
					1,687		1,682			

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業収益	千円 4,887,872	千円 224,383	千円 5,112,255
第1項 医療収益	45,425	1,594	47,019
第2項 医療外収益	4,724,073	264,970	4,989,043
第3項 特別利益	118,374	△ 42,181	76,193

支 出

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業費用	千円 4,769,498	千円 266,564	千円 5,036,062
第1項 医療費用	4,596,965	115,815	4,712,780
第2項 医療外費用	172,533	150,749	323,282

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	1,843,034	△ 41,260	1,801,774
第1項 企業債	744,000	△ 13,000	731,000
第2項 負担金交付金	1,099,034	△ 28,260	1,070,774

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	1,843,034	△ 41,260	1,801,774
第1項 建設改良費	842,202	△ 13,587	828,615
第2項 償還金	1,000,832	△ 27,673	973,159

(企業債)

第5条 起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	元金額 千円	変更金額 千円
病院整備事業費	744,000	731,000

(他会計からの補助金)

第6条 病院事業の促進のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を821,901千円に改める。

令和元年度新潟県一般会計補正予算

令和元年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の追加及び変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
第2款 総務費	第1項 政 策 費	地域プロジェクト事業費	千円 28,353
	第2項 総務管理費	総合研修センター修繕費	11,264
地域活性化推進費		221,247	
庁舎維持特定修繕費		236,758	
庁舎耐震改修費		49,942	
総務事務システム運用管理費			3,597

	第5項 市町村振興費	プレミアム付商品券事務費	145
第3款 県民生活・環境費	第1項 県民生活管理費	国民文化祭等推進事業費	2,000
	第2項 防災費	事前防災・減災対策推進事業費	34,450
		監視施設整備等整備費	28,391
	第3項 環境企画費	環境保全施設整備交付金事業費	7,688
第4款 福祉保健費	第1項 福祉保健費	福祉保健部地域機関等非常用自家発電設備整備費	50,474
		にいがた新世代へルスキア情報基盤推進費	105,509
	第3項 医務薬事費	地域基幹病院整備補助金	4,890
	第4項 医師・看護師・保健師・看護員費	院内保育施設整備補助金	3,239
	第5項 高齢福祉保健費	高齢者福祉施設整備補助金	385,952
		高齢者福祉施設等防災・減災設備等整備補助金	17,842
	第7項 生活衛生費	生活基盤施設耐震化等補助金	262,554
	第8項 障害福祉費	バリアフリーーマちづくり事業費	405,649
		障害者支援施設等整備補助金	211,300

第7款 農林水産業費	第1項 農業総務費	21世紀型農業新技術開発費	160,000
		畜産研究センター新・搾乳牛舎整備費	19,959
	第2項 地域農政推進費	農林水産業総合振興事業助成費	23,944
		農業適正管理事業補助金	90,089
	第3項 農産園芸費	漁場環境保全創造事業費	325,286
		水産技術センター運営費	1,330
	第7項 水産業費	水産技術センター施設整備費	141,938
		県営漁港維持補修費	3,500
		県営漁港海岸保全施設点検費	4,067
		県営水産生産基盤整備事業費	507,389
		県営水産物供給基盤機能保全事業費	411,158
		県営漁港施設機能強化事業費	631,048
		県営漁港海岸保全事業費	63,086
		市町村営漁港機能増進事業補助金	7,035

	市町村営漁港施設機能強化事業補助金	26,969
	市町村営水産物供給基盤機能保全事業補助金	206,558
	市町村営漁業集落環境整備事業補助金	675
	県営漁港整備事業費	19,000
第8項 林業費	林道開設事業助成費	35,999
	林道改良事業助成費	15,470
	県単林道整備事業補助金	19,998
	地域活性化林道事業費	112,355
	ふるさと新潟木づかい事業補助金	30,560
	県営貯木場跡地護岸整備費	121,765
	予防治山事業費	113,953
	水源の里保全緊急整備事業費	19,120
	漁場保全関連特定森林整備事業費	271,353
	機能強化・老朽化対策事業費	209,064

	山地災害総合減災対策治山費	70,115
	緊急総合地すべり防止事業費	12,992
	災害関連緊急治山等事業費	527,155
	小規模治山事業費	8,744
	緑と水の総合治山事業費	9,100
	土地改良施設県管理費	521,987
	県営中山間地域総合農地防災事業費	180,140
	県営特定農業用管路等特別対策事業費	215,280
	県営地域用水環境整備事業費	90,140
	団体営基幹水利施設ストックマネジメント事業助成費	312,965
	団体営長寿命化・防災減災事業助成費	44,615
	団体営農道保全対策事業助成費	31,553
	団体営農村振興総合整備事業助成費	86,818
	団体営農業集落排水事業助成費	55,400
第9項	農地管理費	
第10項	農地基盤整備費	

	園芸産地化耕作条件改善事業助成費	17,065
	基盤整備促進事業助成費	53,505
	団体営里地棚田保全整備事業助成費	83,150
	耕作条件改善事業助成費	62,810
	県単地すべり防止事業費	120,000
	県単農業・農村整備事業補助金	56,008
	地盤沈下対策農地事業受託費	35,886
	防災・減災対策農業水利施設点検・調査計画補助金	166,100
	園芸産地化水田フル活用実証費	3,723
	農業用水水利権変更更新調査費	14,026
	県営農業農村整備調査計画費	29,978
	団体営調査設計事業補助金	60,323
	地籍調査事業費	60,326
	廃道敷管理費	21,616
第8款 土木費	第11項 農地計画費	
第8款 土木費	第1項 土木管理費	

	河川台帳整備費	5,335
	土木施設等環境整備対策費	378,075
	うるおいの新潟創成事業費	43,584
	公共事業企画調査費	11,177
	社会資本長寿命化対策費	506,170
	管理関係道路調査費	298,068
	建設関係道路調査費	97,330
	道路維持管理費	646,181
	舗装道路維持修繕費	469,942
	橋りょう維持修繕費	238,370
	隧道維持修繕費	5,705
	防災・防雪施設維持修繕費	7,769
	交通安全施設費	304,155
	道路改良費(県単)	625,000
第2項道路橋りょう費		

地域づくり基盤道路整備事業費	1,251,829
道路安全施設費	432,478
道路改善費	384,505
道路防災対策費	112,685
橋りょう補修費(県単)	983,912
隧道補修費	291,965
舗装道路補修費	280,690
防災・防雪施設補修費	420,431
雪寒施設整備費	82,819
道路融雪施設補修費	570,536
緊急地方道路整備費(街路)	2,408,597
電源立地関係道路費	22,431
河川管理施設機能確保事業費	339,208
排水機場等整備費	34,076

第3項 河川海岸費

魚野川流域水環境影響調査費	13,600
河川調査費	16,609
海岸調査費	800
豪雨時の主体的な避難行動支援費	27,070
河川維持費	540,976
河川補修費	306,953
重要水防箇所施設機能保全費	8,026
総合流域防災対策河川機能保全費	1,768,382
河川環境整備費	20,486
河川整備促進事業費	23,613
河川災害関連費	87,665
河川災害復旧関連緊急事業費	162,128
河川整備備費	361,579
海岸侵食対策費	744,776

	海岸環境整備費	21,279
	海岸高潮対策費	268,525
	海岸維持費	6,000
	海岸施設補修費	100,000
	海岸整備費	92,000
	ダム維持管理費	80,487
	ダム施設緊急整備事業費	162,324
	河川総合開発事業費	440,852
	堰堤改良費	350,009
第4項 砂防費	河川砂防調査費	8,000
	地すべり調査費	691
	急傾斜地崩壊対策調査費	233
	雪崩対策調査費	456
	砂防設備修繕費	38,625

	砂防施設維持修繕費	11,500
	地すべり防止施設維持修繕費	5,600
	火山砂防費	351,978
	砂防総合流域防災対策整備費	1,055,739
	砂防工事費	126,663
	克雪対策砂防設備改良事業費	783
	土砂災害・火山噴火緊急事業費	625,100
	障害防止費	14,938
	情報システム修正費	2,000
	気象観測機器更新費(砂防)	1,400
	災害関連緊急地すべり対策費	1,224,332
	地すべり防止工事費	84,935
	急傾斜地崩壊防止工事費	64,090
第5項 都市計画費	都市計画基礎調査費	7,803

	都市計画区域マスタープラン策定事業費	450
	持続可能なまちづくり推進事業費	1,273
	美しいまちづくり推進事業費	11,092
	街路事業費	2,020,293
	街路整備費	150,314
	景観・歴史まちづくり推進事業費	12,928
	公園整備費	717,000
	公園整備費(県単)	99,000
	公園維持管理費	26,700
	にぎわい空間創出支援モデル事業費	2,000
	流域別下水道整備総合計画策定費	10,708
	新潟県汚水処理広域化・共同化計画策定費	3,140
第6項 建築費	発電管理所等建築工事費	69,709
	既設公営住宅改善費	606,338

		公營住宅建設費	6,248
		住環境整備費	22,616
		県営住宅管理費	65,949
第7項	交通政策費	並行在来線鉄道施設整備補助金	18,917
第8項	港湾振興費	万代島施設維持管理費	69,911
第9項	港湾費	港湾施設維持管理費	16,500
		派川加治川補償用水施設等管理費	10,978
		港湾等調査費	44,674
		港湾修繕費	71,354
		港湾整備備費	37,700
		廃棄物埋立護岸管理費	143,097
		港湾環境整備費	170,099
第10項	空港費	佐渡空港維持管理費	14,522
		佐渡空港改修費	35,640

第9款 警 察 費	第1項 警 察 管 理 費	舟 艇 管 理 費	19,531
		妙 高 警 察 署 建 築 費	12,901
		南 魚 沼 警 察 署 建 築 費	12,090
		交 番 駐 在 所 建 築 費	41,723
		警 察 署 等 整 備 費	2,039
		交 通 安 全 施 設 維 持 補 修 費	47,115
		パ ー キ ン グ ・ メ ー タ ー 等 運 用 費	10,866
		第2項 警 察 行 政 費	
		第1項 教 育 総 務 費	3,597
		第3項 高 等 学 校 費	61,927
第10款 教 育 費	第4項 特 別 支 援 学 校 費	高 校 大 規 模 ・ 耐 震 改 修 費	20,440
		高 校 大 規 模 ・ 耐 震 改 修 費 (県 単)	1,298,814
		高 校 環 境 整 備 費	49,699
		特 別 支 援 学 校 全 面 改 築 費	586,384
		特 別 支 援 学 校 全 面 改 築 費 (県 単)	655,514

第11款 災 害 復 旧 費	第6項 生涯学習推進費	図書館等改修費	11,206
	第7項 文化行政費	少年自然の家建設費	50,780
	第10項 大学費	県政記念館改修費	7,948
	第1項 農林水産施設費	県立大学施設整備補助金	65,271
	第2項 土災	林道施設災害復旧事業助成費	377,980
	第4項 県民生活施設費	治山施設災害復旧費	111,811
		耕地災害復旧費	2,699,836
		建設関係災害復旧費	11,065,607
		県単災害復旧費	70,870
		社会体育施設災害復旧費	97,511
	合 計		50,938,070

2 変 更						
款	項	事 業 名	補正前の額	補正後の額		
第6款 産 業 費	第3項 産 業 振 興 費	技術支援センター等備品整備費	100,000 千円	120,000 千円		
第7款 農 林 水 産 業 費	第2項 地域農政推進費	経営構造対策事業助成費	1,636,110	1,959,519		
	第8項 林 業 費	林 道 開 設 事 業 費	560,990	1,040,009		
		民有林造林奨励補助金	161,857	656,896		
		復 旧 治 山 事 業 費	147,000	258,427		
	第10項 農地基盤整備費	第10項 農地基盤整備費	緊急予防治山事業費	142,800	321,982	
			防災林造成事業費	304,500	425,811	
			地すべり防止事業費	241,500	353,134	
			県営かんがい排水事業費	232,783	2,474,253	
	第10項 農地基盤整備費	第10項 農地基盤整備費	県営ストックマシント施設	261,992	1,779,625	
			県営農地防災排水事業費	575,077	1,399,157	
		県営湛水防除事業費	276,486	2,177,046		

第8款 土 木 費	第2項 道路橋りょう費	県営地すべり対策農地事業費	342,000	1,018,540
		県営ため池等整備事業費	616,666	2,770,026
		県営地盤沈下対策農地事業費	588,000	913,210
		国営附帯県営農地防災事業費	160,000	329,670
		県営経営体育成基盤整備事業費	7,619,308	11,014,054
		県営中山間地域対策事業費	475,000	2,146,249
		地域農業水利施設ストックマネジメント事業助成費	77,315	198,015
		棚田地域振興緊急対策交付金	5,194	7,694
		防災・減災対策調査・水利施設費	248,718	940,780
		道路改良築費	192,897	8,419,832
		災害防除施設費	129,533	1,379,728
		橋りょう補修費	352,331	746,853
		雪寒対策機械整備費	301,508	474,572
		緊急地方面道路整備費	519,528	13,783,488

	第3項 河川海岸費	總合流域防災対策情報基盤等整備費	6,300	310,286
		広域河川改修費	201,600	9,644,937
		河川総合流域防災対策整備費	199,500	1,490,557
	第4項 砂防費	通常砂防費	187,200	2,145,535
		地すべり対策費	189,280	1,578,910
		急傾斜地崩壊対策費	104,000	549,000
	第9項 港湾費	港湾改修費	690,000	1,457,845
		港湾施設改良統合補助事業費	88,400	284,714
		港湾海岸保全費	124,000	542,152
	第10款 教育費	第1項 教育総務費	884	8,384
第4項 特別支援学校費		127,139	327,644	
		特別支援学校大規模・耐震改修費(県単)	3,933	61,821
	合計		20,708,757	78,027,783

令和元年度新潟県有林事業特別会計補正予算

令和元年度新潟県有林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の追加及び変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
第1款 県有林事業費	第1項 事業費	県有林費	千円 3,000
合 計			3,000

2 変 更					
款	項	事 業 名	補 正 前 の 額	補 正 後 の 額	
第1款 県有林事業費	第1項 事業費	明治百年記念県行造林事業費	千円 20,053	千円 25,498	
合 計			24,373	29,818	

令和元年度新潟県用地先行取得事業特別会計補正予算

令和元年度新潟県用地先行取得事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
第1款 用地先行取得事業費	第1項 事業費	用地先行取得事業費	千円 166,031
合	計		166,031

令和元年度新潟県流域下水道事業特別会計補正予算

令和元年度新潟県流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(繰越明許費)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
第1款 流域下水道事業費	第2項 建設費	下水道事業費	3,689,626 千円
合	計		3,689,626

令和元年度新潟県港湾整備事業特別会計補正予算

令和元年度新潟県港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。⁶

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
第1款 港湾整備事業費	第1項 事業費	港湾施設管理費	千円 67,387
		港湾施設整備費	59,000
合	計		126,387